

北海道自然保護協会の30年

三 浩 俵

たわら・ひろみ

1930年東京都生まれ。
千葉大学園芸学部卒業。
現在、専修大学北海道短期
大学教授（造園学）
学術博士
著書に「北海道の自然保護—
その歴史と思想」「緑の文
化史—自然と人間のかかわ
りを考える」など。

はじめに

北海道自然保護協会が設立されたのは一九六四（昭和三九）年一月であるから、一九九四年は創立三〇周年にあたる。その間、当協会としては、北海道の自然保護にとって長く記録されるべき、数々の輝かしい実績を残すことができた。それはひとえに多くの先輩の方々による努力、会員の皆さまをはじめとする自然保護に理解のある世論、報道機関、あるいは関係官公庁のバックアップがあつたことで、まことに感謝に堪えない。

当協会の歴史の概略については、すでに、

①設立当初のころについては、井手貢夫「北海道自然保護協会の活動」（井手貢夫「自然保護の意味と問題」三笠書房一九七三所収）、

②二二年の歩みについては、中野徹三「北海道の自然保護運動—北海道自然保護協会二二年の歩み」（北海道自然保護協会編「神々の遊ぶ庭—北の自然はいま」築地書館一九八七所収）、

③三〇年の歩みについては、八木健三「北の自然を守る—北海道自然保護協会三〇年の歩み」（八木健三「北の自然を守る」北海道大学図書刊行会一九九五発行予定）

に、それぞれ要領よくまとめられている。また協会の歴史にとつて節目にあたる重要なできごとのいくつかは、本号でも、それぞれの関係者が別に書くことになっている。さらに巻末には資料として、協会活動の年表や要望書、催物などの一覧が添えてある。

したがって本稿では、それらとの重複をなるべく避けながら、(a)年代を追う通史の形式ではなく協会の歴史を振り返り、(b)また自画自賛だけに陥らぬよう、自然保護活動の難しさの内面にもふれ、

(c)さらに今後の課題にも言及してみたい。なお私個人としては、創立二年目ころからの一会員であり、ある時期には自然保護行政を通じて北海道自然保護協会とおつきあいし、この十年ほどは理事として協会の仕事を手伝つてきた。したがって古い時代の協会のことは直接の当事者ではないので、なるべく文献による裏づけのある資料を使うように心がけた。

◇自然保護協会が生まれたころ

戦後の「自然より経済」の価値観の中で

北海道で近代的自然保護意識が芽生えたのは、明治の開拓時代までさかのぼることができる。例えば、北海道庁嘱託として拓殖事業に参画し、後に郷土史家として活躍した河野常吉は、開拓の進展に伴って広大な原始林が失われ、自然環境が悪化することを憂え、一九〇二（明治三五）年に、北海道庁長官に対して「建言書」を提出した。そこには、北海道の農林業は「天然ノ地味ヲ荒シツツアルノミ」で、原始林を伐採し、自然資源を「年々掠奪シテ補充セズ亦憂フベキニアラズヤ」と書かれている。「年々掠奪シテ補充セズ亦憂フベキニアラズヤ」というのは、現在の地球環境問題のキーワードとなっている「持続可能な開発」あるいは「ワイズユース」の考え方で、まったく同じ思想である。

しかし、そのような先覚的な考えをもつのは、ほんのひとにぎりの人だけだった。第二次世界大戦後、日本が敗戦国から復興し高度経済成長期を迎えるころに、多くの人々を支配した考え方は「自然環境より経済発展」という価値観である。

その典型的な例が、雌阿寒岳の硫黄採掘問題に表れている。

雌阿寒岳は摩周湖などとともに阿寒国立公園の心臓部にあたる。一九四九年、国立公園法の改正により国立公園特別保護地区の制度ができると、雌阿寒岳山頂一帯はその予定地とされた。ところが一九五〇年ころは世界的に硫黄資源が不足し、火山国日本は国際的に硫黄増産を要請されていたという背景もあって、一九五一年には雌阿寒岳での硫黄採掘申請がなされた。当時、国立公園を所管した厚生省としては、特別保護地区予定地である雌阿寒岳での硫黄採掘は認めない方針であり、国立公園審議会の学識経験者も厚生省の方針を強く支持した。しかし経済政策優先に傾く政府首脳は、厚生省事務当局の意志に反し、「例外中の例外」として雌阿寒岳での硫黄採掘を許可してしまった。

この思いがけない許可は、日本の国立公園の「生みの親・育ての親」といわれた田村剛博士（造園学）をはじめとする、当時の国立公園審議会委員や学者、芸術家、登山家などの自然愛好者に大きな衝撃を与えた。そのため当時、日光国立公園の尾瀬を水力発電から守るために結成されていた「尾瀬保存期成同盟」は、自然保護のために全国的な目配りが必要だとして「日本自然保護協会」へ発展的に改組された。日本自然保護協会の機関誌「自然保護」第一号（一九六〇）には、同協会の「沿革」として、「昭和二十六年八月、阿寒国立公園雌阿寒岳頂上の硫黄採掘問題が政治的にまで波及したので、尾瀬保存期成同盟を発展的に解消して『日本自然保護協会』を設立し、わが国土の至宝である原始的な自然を、心なき人々

の破壊から守るべく発足した」と記されている。日本自然保護協会を発足させるきっかけとなったのは、北海道を舞台とした自然保護問題だったのである。雌阿寒岳硫黄採掘の反対陳情書は、日本自然保護協会として「第一号」の要望書類となっている。

ところで自然保護は、世の中に役立たない余計なものだろうか。雌阿寒問題と時を同じくする一九五一年には鉱業法が改正され、鉱業開発が「公共の福祉」に反する場合は、鉱区の設定を認めないという「鉱区禁止地域」の制度ができた。そこで厚生省は、雌阿寒岳の硫黄採掘許可を与えた局面を除く特別保護地区予定地を、鉱区禁止地域に指定するよう総理府の土地調整委員会に請求した。そのとき硫黄鉱山会社は、「原始景観の維持、火山景観の保持、高山植物の保護というが如きは、公共の福祉には該当しない」、このような指定請求は「一部観光万能論者の偏見に基づくものである」と公式の文書で反論した。自然保護は公共の福祉に該当しない」という説は今日ではまったく通用しないが、こういうことが公式の場で堂々と主張できる社会的風潮のなかで、自然保護運動に先鞭をつけた先輩には敬意を表わさなければならぬ。しかし、この時点では日本自然保護協会に呼応して、地元の北海道でも自然保護組織を作ろうという動きはなかったようである。

北海道自然保護協会の黎明期

北海道でも自然保護問題に対処する組織が必要だ、として北海道自然保護協会が発足したのは、一九五九（昭和三四）年秋のことである。雑誌「国立公園」（二二三・二二四合併号一九六〇）に

は、日本自然保護協会評議員会の記録が載っているが、その「報告」のなかに、「次に北海道に当協会の支部が設立されたことである。館脇操氏の御尽力で、北海道自然保護協会と称して昨秋成立した」と記録されている。これで見ると、当協会の源流は、日本自然保護協会北海道支部としての北海道自然保護協会だった、ということになる。

しかし北海道自然保護協会が設立されたのは、日本自然保護協会との関係でいうとまことに微妙な時期だった。なぜなら、この報告が行われた評議員会では同時に、「日本自然保護協会は現在任意団体であるが、一段の飛躍をはかるため組織を強化して財団法人にすべく、財団法人の寄付行為を御審議願いたい」と提案されているからである。その寄付行為には「地方に支部を置くことができる」と定められているが、館脇先生の尽力で組織された北海道自然保護協会は設立早々で、ただちに財団法人の支部組織になれるほどの実績はまだ積み重ねていない。任意団体の日本自然保護協会は一九六〇年に解散し、財団法人として新発足したが、北海道自然保護協会が任意団体として存続したのか、寄付行為に基づく正規の「北海道支部」となったのか、よく分からない。ちなみに日本自然保護協会の三〇年の歴史を記した「自然保護のあゆみ」（日本自然保護協会一九八五）によると、関西支部が一九六〇年に、九州支部が一九六一年に、中部支部が一九六三年に、東北支部が一九六四年に、四国支部が一九七〇年に結成されているが、北海道支部ないし北海道自然保護協会には言及されていない。

館脇操北大農学部教授（植物学）は、自然保護問題に早くから関心をもっていた。例えば雑誌

「旅」(一九五〇年五月号)に「危機に立つ秘藻」という一文を寄せ、阿寒湖の水力発電による湖面低下に伴ってマリモが大量枯死したことや、盗採されたマリモが公然とマーケットで売られていることを紹介し、「私は天然記念物は法によって保護すべきものでなく、文化の愛情と理解によって保護すべきものと信じている」と訴えている。こうした観点からすると館脇先生は、「反対要請書」は本部の日本自然保護協会にまかせて、北海道自然保護協会としては「自然の知識」を普及して文化の愛情を育てる方が重要だ、と考えていたのかもしれない。当時の北海道自然保護協会の実績としては、例えば登別温泉や小清水原生花園の植物解説案内リーフレットが残されている。これには当時まだ学術書でも珍しかった「植生図」が載っており、しかも多色刷りである。

こうして、日本自然保護協会北海道支部としては中途半端な存在だった北海道自然保護協会を、より強固な「独立」した組織として再出発させたものが、現在の北海道自然保護協会である。これは周知のように、一九六九年に北大文学部の井手貢夫教授(ドイツ文学)を中心とする方々によって結成された。その辺の事情については、初期の協会活動に牽引的な役割をはたした井手先生が、別項に記しているので参照していただきたい。古い北海道自然保護協会と新しい北海道自然保護協会の関係について、私は一九七九年に次のように書いたことがある。

館脇博士は当時の日本自然保護協会北海道支部を代表する一人であり、またこのように北海道の自然の荒廃を憂える学識経験者は他にも多かった。ただ残念ながらそれらの発言

は社会的には大きな影響を及ぼすまでには至らず、どちらかといえば個人的な悲憤慷慨にとどまる傾向があった。

こうした中で昭和三十九年、北大の井手貢夫教授などの学識経験者が集まって、北海道自然保護協会(会長は東条猛猪拓銀頭取)を結成した。この協会も現在の目からみれば「サロン風の集まり」と批判される面もないではないが、とにかく、いろいろな専門分野の自然愛好家たちが合議制により、一つの組織として発言したため、社会的にも注目される度合いが高まってきた。

大雪山赤岳観光道路の延長中止、大雪山ロープウェイ建設に伴う自然保護対策、あるいは恵庭岳滑降コースの復元などに対して、北海道自然保護協会の意見が重きをなしたことは間違いないところである。

すなわち井手先生を中心にして設立された新しい北海道自然保護協会は、日本自然保護協会から独立した組織であり、その社会的発言が、北海道の自然保護に対して一定の影響をもつようになったのである。協会の創立年を一九五九年ではなく一九六四年とするのも、このためである。

◇自然破壊へ歯止めをかける

絶対反対と条件付き反対のはざま

北海道自然保護協会の数々の活動実績の中でも、歴史的な意義が深いと思われるものを私なりに三つあげてみると、①一九六六年に論議された、一九七二年札幌オリンピックの支笏洞爺国立公園恵庭岳滑降コースをめぐる自然保護問題、②一九七

一〇七三年に大雪山国立公園で起こった大雪縦貫道路問題、③一九八六―八七年に知床国立公園で起こった知床森林伐採問題がある。

①の恵庭岳滑降コース問題は国際的にも注目されたものであり、また大規模な自然改変を「復原」させる、前例のないことを要望し実現させたものであり、さらに、その復原に対する成否の評価が、一九九八年に予定される長野オリンピックのスキー会場選定にも影響を与えたものである。

②の大雪山縦貫道路問題は、それまでの自然保護運動が、どちらかといえば学者や文化人を中心として進められたのに対して、幅広い市民的自然保護運動の広がりに展開したはじめてのケースであり、また北海道自然保護協会の「改組」に波及したものであり、さらに国立公園などにおける道路建設の在り方の指針となる「林談話」を生み、その談話の趣旨が現在の土幌高原道路問題にも影響を与えたものである。

③の知床森林伐採問題は、法令上は合法的な森林伐採が、国民の知床国立公園に抱いた原始的自然の保護という期待に合致せず、大雪縦貫道路問題以上に全国的な注目を集めたものであり、国立公園とは何かがあらためて問われたものであり、また林野庁が「森林生態系保護地域」などの新しい森林保護制度をつくる端緒となったものである。そしてこの三つは、いずれも北海道自然保護協会としては、(a)一定の方針や結論を得るまでの間に内部で激論があり、(b)ときには苦渋の決断があり、(c)結果的には当事者を含めて、協会内外関係者の自然保護意識を高めることに連なった、という点で重要である。

協会の設立当初に会長を勤めた東条猛猪拓銀頭

取は、温厚な人柄と鋭さをかね備えた方だったが、自然保護に対してもきちっとした見識をもっていった。「会誌」第二号（一九六七）に東条会長は「恵庭岳の滑降コースに思う」という巻頭言をのせているが、その要旨は次のとおりである。

北海道自然保護協会で、これまでとりあげた問題の中で、来たるべき「冬季オリンピック」の滑降コースを恵庭岳に作ることの当否ほど、協会の内部で論議され、また意見の分かれたものはない。

…一つは自然保護の必要上恵庭岳の使用には反対との立場であり、一つは恵庭岳の使用はやむを得ないと認めつつ、自然保護をできるだけ実現させようという立場である。

前者の考え方は、自然保護協会は自然保護に徹すべきであって、妥協的態度は他の目的

こわす原始林の美

北海道自然保護協会 代替地を見つけよ



滑降コースの風景

や立場のものに任すべしという道筋に根ざすものであって、これはたしかに協会の一つの行き方を明示している。現在の世相は、自然破壊が横行し目にあまるものがあるとき、純粋な自然保護に徹した主張は少なくとも警世的意義を持つし、それが貫徹されれば、一つの社会悪に対する百パーセントの勝利である。

後者の考え方は、自然保護も社会の一つの要請であり、社会の他の要請との調和を図る必要がある場合に限っては、協会が調和妥協のうえで自然保護を主張することが、他に任してしまふより自然保護の実をあげ得るといふ立場である。この立場をとる場合、肝心なことは、社会のいろいろ矛盾衝突する要請の重さ、大切さを比較して、調和を求むべきか否かを判断する結論の適否である。

図1 1966年5月24日 朝日新聞

恵庭岳の場合は、こう

した激論が交わされたが、札幌オリンピックの招致が決定した後なので、いまさら返上も会場変更もできず、北海道自然保護協会としては「条件」を要望することとなった。井手賞夫理事長は「会報」第八号（一九七〇）に、次のように報告している。

条件として強く希望したことはオリンピック終了後、この滑降コースのためにつくられた施設はいっ

さい撤去し、伐採された樹木は植林などの方法によって、できる限り現状に復するということであった。

…滑降コース問題は、協会としては以上のような形で一応決着がついたのであるが、できれば滑降コースをもっと便利などころにつすことができないか、そうすれば自然保護の問題はもとより、オリンピック終了後も大勢の人々が利用し易く、施設に投じた費用も無駄にならずにすむという考えから、四名の理事が個人の資格で国際自然保護連合の総会に問題を提出した。

こうして恵庭岳の自然保護問題は、国際的に注目される度合いがいっそう高まり、コースの選定や樹木の伐採、大会後の施設撤去・復原も、より慎重に行われたのである。

会員の声がよりよく反映される方向に

②大雪縦貫道路の場合も、絶対反対か条件付き反対（賛成）かで、基本的には恵庭岳と共通する論議がくり返された。一時は山頂部をトンネル化すればよいとした（「会報」第二二号一九七二）が、大勢のおもむくところは絶対反対だった。ただ、この場合は、会長・副会長を含む理事会で意見を集約することができず、かなりの時間をロスした後に、理事会の名前で道路建設に反対する要望書が提出され、会長・副会長の辞任、協会の「改組」という結果をもたらした。

その改組のための臨時総会は、一九七二年一月に行われた。会議の概要は「会報」第一三三号（一九七三）に記載されているが、より詳細な記録が雑誌「北の山脈」第九号（一九七三）に「変

身する北海道自然保護協会」として載っている。その中から会員の声をいくつか拾ってみよう。

・いままでの欠陥は、会員の意志が理事会に反映できない仕組みであり、会を代表した理事会がサロン風の懇談会であったことであり、会則改正で会員の意志が反映されるよう希望したい。

・この会は自然保護が目的であり、開発の問題でなく自然を守ることだけを考えるべきだ。自然と開発の調和をこの会でやるべきでない。この目的をもった人だけの集まりにする。人を洗って、この会の性格を再認識すべき時期になった。自然と開発の調和を考える人は別のところでやればよい。

・大雪縦貫道路問題で会員にアンケートをとった一人だが、道路反対七六％、賛成六％で、

会誌に発表された。その半年後に理事会が反対決定した。会員の意志が反映できる運営の理事会であるべきだ。

・いろいろな立場があり、自然保護だけを考えられるならば、会員が少なくなり、自然保護が難しくなるのではないか。もう少し広く考えてよい。

こうした議論のすえ一九七三年の改組によって、会員の声が理事会に反映されやすくなるよう、理事の公選制度が導入されたのである。また理事長の職も廃止された。従来の任意に理事を選び、理事数も任意という方法に代わった理事選挙の結果、理事はかなり若返りし、市民代表も加わった。新しい会長には登山家としても高名な(『北の山』一九三五の山岳名著がある)札幌医大の伊藤秀五郎教授(生物学)が選ばれた。



大雪山の自然を守る

雪上からの自然保護協会

開発道建設に反対

会を組織 国に中止要望へ

【札幌】大雪山の自然を守る雪上からの自然保護協会(以下、雪上会)は、大雪山縦貫道路の建設に反対し、国にその建設を中止するよう要望している。雪上会は、大雪山の自然を守るため、大雪山縦貫道路の建設に反対し、国にその建設を中止するよう要望している。雪上会は、大雪山の自然を守るため、大雪山縦貫道路の建設に反対し、国にその建設を中止するよう要望している。

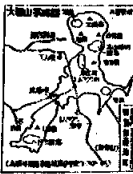


図2 1968年10月4日 朝日新聞

なお、この動きを事前に伝えた北海タイムスは、「道自然保護協会」は、「道自然保護協会」の辞意了承 大雪縦貫道路の建設に反対し、「証文の出し遅れだ」体質へなおきびしい批判」という見出しのもと、「道自然保護協会は、今後、理事会と総会(会員五百人)を開いて、理事の若返りとサロン風な組織から闘う市民組織へ脱皮を図るものと予測される。今回

の措置は会長辞任で組織を救ったわけであり、その意味で「勇気ある退却」とも受け取られている」と論評している。

私が先に引用した自分の文章のなかに、「現在の目からみれば、サロンの集まり」と批判される面もないではないが」という部分がある。私のそのような発言に対して、思わぬ波紋が広がっている(例えば「道新TODAY」一九九四年十月号の「道自然保護協会に新たな火ダネ」昔は財界人のサロンだった」協会長発言に〇〇氏が猛反発)「訂正と謝罪を求めろ」という記事)。しかし「サロン風」というのは、以上のようなことを背景として、当時の新聞にも使われ、会員の間からもしばしば聞かれた表現であることを、ご理解いただきたい。

絶対反対か、やむを得ない場合は条件付き反対(賛成)か、どちらを選択すべきかで大切なのは、東条猛猪会長が書いたとおり、「肝心なことは、社会のいろいろの矛盾衝突する要請の重さ、大切さを比較して、調和を求むべきかを判断する結論の適否」であるが、その判断はきわめて難しく、しかも時には重大な事態に発展する。

③の知床森林伐採問題でも、理事会は「絶対反対」と「譲歩案受け入れ」で激しくゆれ動いた。その経緯については、八木健三会長(北大名誉教授・地質岩石学)が「知床森林伐採問題に対する理事会の対応の経緯」(北海道の自然)一九八六年十一月号、なおこの誌名は「会報」を「会誌」に統合しようと試みた一時的な誌名変更であり、現在は「NC」になっている)に詳しく報告している。一部を抜粋してみよう。

「あくまで伐採を凍結し科学的調査を先行

させるべきだ」とする意見と、「原則論を押しせば話し合いは決裂し、伐採が強行され元も子もなくなる。少しでも自然保護のメリットのある条件を受けいれるべきだ」という意見が激しく対立しました。討論の末、多数決で四条件受入の方向を決めました。これはオーロアナッシングを想定したとして、「現状では残念ながらオール獲得の見込みがないため、四条件による最低の合格点をとった方が自然保護上プラスになる」という止むを得ない判断だったわけですが。

…(このことは)大きな波紋をひろげ、協会の事務所にも会長の自宅にも、大勢の会員や非会員の方からも抗議や批判の声が相つぎ、また電報なども寄せられました。知床の自然を守ろうとする会員はじめ全国の人びとの熱気がひしひしと身に伝わってくる想いでした。

このときは私も理事であり、「譲歩案受け入れ」を支持した一人である。しかし協会の態度決定と会員ないし世論が求めているものとの間に、大きなギャップのあることを知り、自分の考え方を反省した。その後は協会の運動方向が「絶対反対」に軌道修正され、知床の自然を守れという世論もいっそうの高まりと広がりを見せた。結果的には、一部の伐採は行われたものの、大部分の伐採予定は中止され、知床半島の大部分を占める国有林が、木材生産を目的としない「森林生態系保護地域」として設定されたことは周知のことである。なお私個人としては、知床森林伐採問題を通じて、国有林経営の実態、国際的に見た日本の国立公園の特性、国立公園の基本的あり方などに対する認識を深めることができ、よい勉強になったと思っ

いる。

行政より協会の方に先見の明

このような「絶対反対と条件付き反対(賛成)」のはざままで悩み、決断をせまられることがあるのは、今後もしばしば起こり得る「永遠の課題」である。

そもそも「自然保護」はそれ自体が、いっさいの人為的行為を否定する保護・保存(絶対反対)から、自然と人間のよりよい調和、共存を求め、保全(条件付き反対・賛成)、さらには失われた自然を回復する、改造・復元までを含む幅広い概念であり、しかも保護・保存・保全といった用語の定義が、必ずしも定着していない。すなわち自然保護には多様な価値観が同時に存在し、また選択肢も多様なものである。しかもその評価は永遠に不変のものではなく、

ある時代に「是」とされたものが、ある時代には「非」とされることもある。

北海道自然保護協会の会員は、さまざまな価値観をもつ方々によって構成されている。「総論」「原則論」では共通の理解に立っても「各論」では意見の分かれることもある。北海道の自然保護にとって重要な案件で、A案がよいかB案がよいか、それとも発想を転換

したC案を選ぶか、といった決断をせまられるとき、より多くの会員の声が反映されることを心がけ、また過去の教訓を生かし、さらに社会の大きな流れと将来を見すえ、誤りのない方向に導くために、理事は一段の努力を重ねなければならない。また会員からは、率直で建設的な意見を寄せられることを期待したい。

なお「絶対反対」という要望の方向に終息した成果の一つに、支笏洞爺国立公園羊蹄山のスキー場開発がある(「会報」第一二二号一九七二)、なお会報には函館宮林局長あての要望が収録されているが、羊蹄山は道有林なので知事にも要望が出されたと思われる)。近年の夕張岳スキー場開発問題(水尾君尾氏による別項参照)ほど新聞やテレビで大きく報道されなかっただけに、目立たず、世間から忘れ去られようとしているが、歴史の谷

知床択伐を強行

北見森林局 異例の警察監視の中



図3 1987年4月14日 北海道新聞

間に埋もれさせたくない。

また日高山脈襟裳国定公園の日高横断道路は、「絶対反対」の声（『会報』第三五号一九八〇）もむなしく着工されてしまったもの一つである。先日の北海道新聞（一九九四・一〇・一六）は「日高横断道路上から一〇年 地形険しく工期遅れ 静中トンネル工法さえ白紙『あと何年かかるか』 反対運動も立ち消え」という見出しで、きびしい自然環境のなかで工事が難航している様子を伝えている。「反対運動も立ち消え」というくだりには抵抗を感じるが、日高横断道路予定地の地形・地質の問題点や、そもそも日高横断道路は社会・経済的に巨額な税金を投じて開発する価値があるのか、といった疑問点は、すでに私たちが何回も指摘したことである。それが着工して一〇年たってみたら、自然保護団体の指摘したとおり、地形・地質で立往生し、これから幾ら税金をつぎ込めばいいか分からず困っているという構図は、まさに「公共事業はいかにあるべきか」「環境アセスメントはいかにあるべきか」が、根本的に問い直されるべき事態である。それをきびしく問うのも立派な「反対運動」だと私は考えている。そしてこのことは、現在進行中の土幌高原道路計画や千歳川放水路計画にも共通する問題である。

やはり「絶対反対」にもかかわらず、押し切られてしまったものに、網走国定公園の砂丘林に造成された製糖・澱粉工場の廃液処理池がある（『会報』第一〇号一九七一）。これはオホーツク沿岸、斜里町美咲の砂丘上の落葉広葉樹からなる国有保安林を二二線（当初計画は三二線）にわたって伐採し、凹地を掘り、工場廃液の浸透池としたものである。しかし結果的には自然保護協会が指

摘した心配が現実のものとなり、浸透池から浸みだした廃液が周りの樹木を枯らし、海をも汚染した。そこで工場では廃液処理設備の改善にとりくむこととなり、浸透池はわずか十年ほど使用しただけで役割を終え、荒廃した環境を残した。「廃液処理にはこの方法が最善」「これが地域産業の振興につながる」といった当時の関係者の主張とは裏腹に、結局は地元町が企業の後始末をするような形で、浸透池跡の植林や環境復元にとりくまなくてはならない、という皮肉な結果をもたらした。「地元の悲願」「地域振興」の錦の御旗のもとに、当時の行政と企業が一体となって強引に押し進めたこと（井手貴夫『自然保護の意味と問題』一九七三によれば、「地域振興につながるので自然保護協会は反対を撤回してほしい、浸透池はやむを得ないという文書を書いてほしい」と道庁から圧力がかかったという）は、「持続可能な開発」あるいは「ワイズユース」の考え方と正反対のことだった。

「地元の悲願」「地域振興」といえば、近年のリゾート開発やゴルフ場開発でも必ず聞かれた言葉である。まだ「バブル経済」という言葉がなくバブル経済の実態を知らないなかで、私たちはリゾートやゴルフ場の開発に疑問を呈しつつづけてきた。結果的にはバブル経済の崩壊とともに、多くの計画が挫折した。そしてあるものは自然環境の荒廃だけでなく、社会環境の荒廃（用地買収による離農で地域が崩壊）や人の心に傷跡（町長や議員の汚職、不正金融など）を残した。「地元の悲願」「地域振興」とは、いったい何だったのだろうか。

国立・国定公園などの「すぐれた自然」ばかり

でなく、都市周辺などの「身近な自然」の自然保護運動でも、紹介すべき事例は数多いが、ここでは紙数の関係から割愛する。

いづれにしても、ここに挙げた事例のいくつかは、開発の論理に立つ行政や企業が事業を進めたものの、結果的には、北海道自然保護協会の指摘したとおりの問題を露呈してしまったものであり、行政や企業より協会の方に先見の明があったことになる。北海道自然保護協会の三〇年の歴史の中には、将来への教訓となる事例がたくさん含まれていることを、忘れてはならない。

◇自然保護のひろがり

地味ではあるが調査や普及活動も重要

北海道自然保護協会の目的を達成するための事業には、①自然に関する学術調査研究、資料収集
②自然保護問題への指導、助言、勧告、要請、③自然保護思想の普及宣伝のための出版、講演会・講習会の開催、④内外の自然保護団体との連携などがあつた（定款第四条）。

このうち新聞やテレビに大きくとりあげられ、社会的にも注目されるのは、②の自然保護問題への要請（反対）行動である。したがって歴史を振り返るとき、どうしてもこの分野にウエイトがかけてられてしまう。しかし話題性に乏しく地味であっても、①③④の役割を見逃してはならない。

①の自然に関する学術調査研究については、幸いにも北海道自然保護協会の会員には、さまざまな分野の専門家が多数おられるので、その方々の学識と経験を集積すれば、かなりの成果をあげることが可能である。しかし自然環境の調査研究

にはフィールドへ出かける必要があり、それも通常は一回ではまず、四季を通じて何回か、あるいは何年もデータを蓄積して、はじめて結果のものが多い。当然のこととして多額の費用と時間がかかる。いっぽう協会の財源はきわめて乏しく、独自にテーマを設定して調査をしなくても、現実にはできないものが多い。

そうしたとき協会の能力を買われて「委託調査」の話があり、受託する場合もあった。また自ら受託調査を求める場合もあった。一般的に受託調査は、調査担当者の献身的協力によって赤字になぬよう努力し、わずかながらも協会への収益をもたらす。その収益が協会の独自の調査研究活動や、自然保護運動の財源として、有効に使えれば結構なことである。

協会の設立当初には北海道からの委託調査として、自然公園の自然保護問題に対する調査（例えば「昭和四〇年度自然公園調査報告」、「会報」第一号一九六六）などが行われた。これは設立当時の協会は、会長が拓銀頭取の東条猛猪、名誉会長が北海道知事の町村金五という関係だったので、知事としても自然保護協会を育て、それを通じて自然保護行政を前進させようという意向があったと思われる。たまたま当時の私は道庁職員として自然保護行政の一端に携わっていたが、「金と力」のない部門だったので、自然保護協会からの「調査報告書」は、担当者にとってありがたい援軍となった。

私はあるときは道庁職員として、あるときは一市民として、町村金五、堂垣内尚弘、横路孝弘、という三人の知事による自然保護施策に接する機会があったが、自然保護に対してもっとも高い見

識と決断力をもっていたのは、町村金五知事だった。町村知事の時代、大雪山国立公園内の赤岳で行われていた山岳観光道路工事（道々で、それは赤岳から大雪山頂のお鉢平、旭岳中腹をへて勇駒別温泉に通ずる予定だった）について、自然破壊が憂慮されるとして、一九六七年に、北海道自然保護協会の井手理事長が町村知事に工事の中止を直接に申し入れた（「会報」第六号一九六八）。知事は井手先生の話を知るとただちに工事中止を決断した。そのころ私は道庁で自然公園担当の係長だったが、「赤岳観光道路の工事を中止すること、中止に伴う善後策を講ずること」と、色鉛筆の力強い筆跡で書かれた知事の直筆メモが、担当部長のところへ下がってきたことを鮮明に覚えている。

トップが部下と相談せずに即断することは、マインナスに働く場合もあるが、環境問題の解決のためには必要なこともある。（大石武一環境庁長官が、一九七一年に工事中の尾瀬観光道路の中止を指示し、新設されたばかりの環境庁に脚光をあびさせたのも、トップによる決断だった。大石長官の決断は日本国中を駆け巡る大ニュースになったが、それより四年前の町村知事の決断は、巷間の話題にならなかった。時代のアンテナがまだ自然保護問題に向いていなかったのである。）いざれにしても、これは土幌高原道路問題に対する横路知事の姿勢とは、きわめて対照的であった。

野幌森林公園にも、町村知事の決断による自然環境が残っている。野幌森林公園は町村知事が力を入れた北海道百年記念事業の一環だったので、そのマスタープランづくりは知事の意向により東大の加藤誠平名誉教授に立案が委託された。加藤先生は現地調査を重ねた結果、森林公園内を一周

する環状の幹線道路を含む報告書（『北海道百年記念野幌森林公園基本計画の研究』一九六七）を提出した。その内容を知事に説明すると、知事は「現在の観光客のマナーから考えれば、あの森林内に環状道路をつくると、森林全体が荒廃してしまふ」といって、環状道路の計画を絶対に認めようとしなかった。この仕事の一端に携わっていた私は、知事の意向を受けて上京し、「知事がどうしても環状道路に賛成しませんので」と加藤先生に謝り、了解を求める役割を課せられた。

その野幌森林公園には現在も環状道路がつくられていないが、それでもラン類など野草の減少が深刻となっている。もし環状道路ができていけば、貴重植物の盗採に拍車がかかったに違いない。町村知事の判断は的確だったのである。

基礎的な調査研究にとりくむ

話が横道にそれてしまったが、北海道自然保護協会では一九七七年ころから、法人化した方がよいのではないか、という議論がおこってきた。それは協会の社会的発言が、大きな影響力をもつようになつてきたことから、よりしっかりとした組織とし、責任のある事務局体制を確立する必要があること、またそうすることが委託調査を受けやすくする、という考え方が基本にあった。協会が北海道知事から社団法人として設立認可を受けたのは一九七九年五月のことだ。その時の会長は北大の石川俊夫名誉教授（火山学）だった。石川先生は誠実な人柄で自然保護にも静かな情熱を秘めており、とくに協会の法人化に向けて尽力された（法人化の経緯については中野徹三氏による別項を参照）。

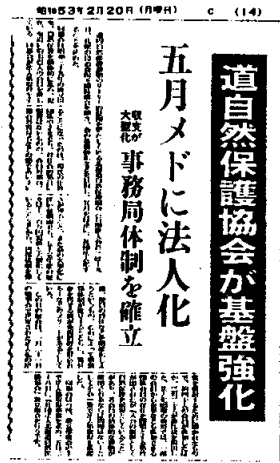


図4 1978年2月20日 北海タイムス

社団法人になってからの北海道自然保護協会では、それ以前に比べると受託調査が増えている。

例えば環境庁の「緑の国勢調査」の一環として行われた植生図つくりは、かなりな部分が協会に委託された。一九八〇年前後には、まだ行政や民間の環境調査機関が十分に整っていなかった(例えば北海道環境科学研究センターの設立は一九九一年)ので、そうした調査に対応できるのは、北海道自然保護協会くらいしか存在しなかったのである。また当時は「環境アセスメント」が試行錯誤を重ねながら行われたので、協会としてもアセスメントの手法確立のために暗中模索ながら積極的な関心を示した。そうしたことから開発計画に関係するアセスメントの委託調査もいくつか受託した。

しかし実際に行われる環境アセスメントは、事業そのものの適否をフリーハンドで判断できる「計画アセスメント」ではなく、事業実施を前提とした「事業アセスメント」であるという実態が、いくつかの受託調査を経験して明らかになってき

た。協会としては自然環境を調査したデータから開発計画は好ましくないと判断しても、その通りの報告書を書く、発注者から内容を修正するようクレームがつく。調査を担当した研究者としては、あるいは協会としては、その修正にどこまで応じることができるか、自らの意志とスポンサーの都合の板挟みのなかで、苦渋の決断をせまられる、という状況も生まれた。そうしたもののひとつが、「NC」第八七号(一九九四)の「道新TODAYの土幌高原道路関連記事について」で報告した事例である。これは土幌高原道路予定地を調査したところ、きわめてすぐれた環境であることが判明したので、協会としては、道路をつくるべきでない、どうしても必要なら東ヌブカウシ南山麓ルートにすべきである、と主張したのであるが、「会報」第四二号(一九八二)、結果的には受け入れられなかったのである。

そうしたことへの反省から、「緑の国勢調査」のような基礎的調査は別として、開発にからむ受託調査は行わない、という方針が七、八年前から定着した。例えば会誌「北海道の自然」第三〇号(一九九二)で紹介した檜山道立自然公園の自然、狩場茂津多道立自然公園の自然、ナキウサギの分布と生態、などというのは、開発に関係しない基礎的な調査実績の一部である。これらの多くは北海道からの受託であり、一部は市町村からの受託である。しかし開発がらみの調査は受けません、自然保護の主張は強調します、という姿勢を貫けば、必然的にスポンサーから敬遠されて、委託調査そのものの話が少なくなっていく。また近年はこの種の調査に対応できる調査機関が多くなってきた。協会の受託調査件数が減少してきているの

はこのためである。

受託調査が少なくなれば自主財源も少なくなるから、協会として独自に取り組む調査はやりにくくなる。そうしたなかで行われた数少ない事例が、「トママレポート・トママの事例に見るリゾート開発と環境アセスメントの問題点」(一九九三)である(「NC」第八五号一九九三)。これは日本を代表するリゾート地であるトママが、大規模拡張計画を進めているので、企業側が作成した環境アセスメントの内容を、協会の立場から現地調査を交えてチェックし、問題点を指摘し、あわせて現行環境アセスメント制度の改善すべき諸点を提案したもので、大きな反響を呼んだ。伝えられるところによれば、北海道でも自然保護協会が指摘し要望した事項を考慮に入れながら、環境アセスメント制度を改善する検討作業に入ったという。

自然保護への理解を深める普及活動

協会の事業のうち③に当たる自然保護思想の普及宣伝のための出版、講演会、講習会なども、地味ではあるが、自然保護への理解者の輪を広げるという点で重要である。

協会が発足後いち早くとりくんだのは、当然のこととして会員向けの「会報」「会誌」の発行だった。「会報」は主として協会の活動ニュース、要望書の内容、予算・決算など速報的なものに対し、「会誌」は会員の論説、研究、解説、随筆などを主な内容とする年報的なものである。「会報」の第一号は一九六五年、「会誌」の第一号は一九六六年に発行されている。とくに初期の「会誌」は、自然保護や北海道の自然環境情報が乏しい時代だっただけに、全国的に注目されるユニークな存在だっ

た。「会誌」は資料的価値が高く有用である、という伝統は現在にも受けつがれている。しかし反面では、難解で親しみにくい、との批判もいたっている。

一般市民を対象とする講演会や講習会は、協会が発足して三、四年たった一九六八年ころから軌道にのりはじめ、ほぼ年に一、二回の割合で実施されてきた。しかしこれも協会内部の専門家がボランティアとして講師になる場合はまだしも、外部の先生に講師をお願いするときは、旅費や謝礼の負担に頭を悩まさなければならぬ。これはまったく収入を伴わない公益事業である。こうしたことから協会が法人化して数年後には、講演会や出版事業の一部に北海道からの補助金ができるようにした。それは全額補助ではないものの、前田一歩園財団などからの助成を受けられる部分もあり、

会誌第一号を発刊

本会が発行する『自然保護』は、昭和二十九年三月二十日、第一号を発刊した。この会誌は、自然保護の普及と、自然保護の発展を期して創刊された。第一号の発行は、自然保護の普及と、自然保護の発展を期して創刊された。第一号の発行は、自然保護の普及と、自然保護の発展を期して創刊された。

重要性を増す 本道の自然保護

啓蒙とPRかねる

自然保護の重要性が増す中、本道の自然保護は、啓蒙とPRかねる。自然保護の普及と、自然保護の発展を期して創刊された。第一号の発行は、自然保護の普及と、自然保護の発展を期して創刊された。

図5 1966年3月20日 北海タイムス

講演会や出版事業はかなり充実したものとなってきた。

出版でいえば一連の「自然保護読本シリーズ」がある。すなわち小学生向けの『自然と私たち』（一九八五）、中学生向けの『自然を読む』（一九八六）、高校生向けの『自然を考える』（一九八七）、以下は一般社会人向けの『森と私たち』（一九八八）、『水と私たち』（一九八九）、『身近な自然』（一九九〇）、『動物と私たち』（一九九一）、『山と私たち』（一九九二）とつづき、現在は「道立自然公園シリーズ」として『夕張・芦別自然』（一九九三）、『厚岸・霧多布自然』（一九九四）が継続中である。これらはいずれも約四千部が印刷され、全道の学校、市町村教育委員会、公共図書館などに無料で配布されている。

なお一般市場に通用する出版物として、八木健三・辻井達一編著『北海道 自然と人』（築地書館一九八五）、北海道自然保護協会編『神々の遊ぶ庭 北の自然はいま』（築地書館一九八七）がある。これは、それぞれ十名ほどの協会員が各専門分野から、北海道の自然や自然保護の実態を解説的に記述したもので、協会の創立二〇周年を記念したものである。それは八木健三会長のリーダーシップによって実現した。今回も三〇周年の記念事業の一環として、単行本をまとめる案が検討されたが、たまたま一九九四年には小崎尚・福田正己他編著『日本の自然地域編 北海道』（岩波書店）、石城謙吉・福田正己他編著『北海道 自然のなりたち』（北大図書刊行会）が発行され、さらに八木健三『北の自然を守る』（北大図書刊行会）が準備されているので、いま屋上屋を架す必要はないということで見送りになった。また二〇

周年記念のときは、坂本直行氏、佐々木栄松氏、桑原宏氏などの著名画家多数の協力を得て、「北の自然を描く」チャリティ展が行われたが、これも八木会長の芸術界への顔の広さによって実現したものである。二〇周年のときは他に「自然保護作文コンクール」が行われた。なお今回の三〇周年では「夏休み自然観察記録コンクール」が行われた（その記録と入選作品は別項を参照）。

「知ることは愛することの始め」という言葉があるが、自然への興味や関心を抱くことは自然保護への第一歩となる。その手立てとして「自然観察会」はきわめて有効なので、協会でも年に三、四回は一般市民を対象とする自然観察会を実施するように努めている。また自然観察会のリーダーを養成するため、一九八一年からは日本自然保護協会との共催で「自然観察指導員講習会」を開催するようになり、すでに五百名を超える指導員が全道各地に誕生し、自然観察の輪を広げつつある。また一九八六年からは、貸切バス利用の泊まりがけで全道各地の自然を訪ねる「美林ツアー」が始まり、常連参加者も多くなった。さらに近年は毎週一回で連続三〜五週にわたる「自然保護講座」が定着し、一般市民がさまざまな角度から自然を見たり考えたりすることに手助けをしている。これらはいずれも独立採算が原則なので、参加人数の多少に担当者は一喜一憂し、赤字をださないように冷汗をかいている。参加者のなかからは協会の新会員になってくださる方も多いため、その催物の実績は巻末資料に記載されているので参照していただきたい。

ちなみに「自然教育」と「環境教育」の差異は、自然教育が自然の仕組みを学ぶものであるのに対し、

して、環境教育は、自然の仕組みを学ぶだけでなく、自然と人間の関わりに基づき、環境問題の発生を未然に防いだり、環境問題の解決のために、自分や社会はどうしたらよいかについて、考えたり、行動したりする人を育てることを目標としている（「ベオグラード宣言」国連環境計画と国連教育科学文化機関一九七五の要旨）。北海道自然保護協会が目ざしているのは、もちろん自然教育ではなく環境教育である。

内外の自然保護団体との連携

④の内外の自然保護団体との連携でいえば、北海道自然保護協会は、北海道自然保護連合や日本自然保護協会への加入などを通じて、他の自然保護団体と緊密な連携を保ってきた。千歳川放水路問題や土幌高原道路問題では、それぞれ他の自然保護団体などと共同作戦、共同行動をとっている。夕張岳のスキー場開発反対、天然記念物指定運動でも、他の自然保護団体との連携が功を奏した。自然保護問題は大きな課題となればなるほど、単独の自然保護団体の力だけでなく、多くの組織の横の連携、それをサポートするマスコミ報道や世論の広がりが必要となる。

北海道では過去に何回か自然保護団体の全国大会や集会が催されたし、道内各地では自然保護関連の行事がひんばんに行われているが、北海道自然保護協会は趣旨に賛同できる限り、それを共催したり、後援してきた。国外との協力では、例えば一九九〇年にはスエーデンのカール一六世グスタフ国王の来道に際して、北方圏センターなどと協力して、スエーデンと北海道の「今日における環境問題への挑戦」シンポジウムを共催し、ま

た一九九三年のラムサール条約加盟国釧路会議でも、北海道自然保護協会は内外の自然保護団体と連携して、環境NGO（非政府組織の環境団体）の一員としての役割をはたした。

そうしたなかで異色だったのは、一九九一年に勃発した湾岸戦争に際して、北海道自然保護協会が「国際環境赤十字（緑十字）」の設立を、国際的に呼びかけたことである。戦争に伴うペルシャ湾への原油の流出、油まみれの水鳥の大量死、さらには油田の炎上、といった痛ましい環境破壊の光景をテレビで見ても、この解決のためには、国籍をこえた国際的な「環境のための赤十字」が必要だと私は思った。そこで理事会に提案してみると、とくに小暮得雄会長（北大法学部教授、現千葉大法経学部教授）はたいへん乗気となり、戦争の早期終結と国際環境赤十字（赤十字の言葉が使えない場合は緑十字）の結成を呼びかける要望書を、海部俊樹総理大臣、国内関係機関、国際赤十字社などの国際関係機関に送った（「NC」第七四号一九九一）。結果的にはWWFが好意的なコメントをくれただけで、海部総理大臣をはじめ国内からは何の反応も示されなかった。ところが一九九三年になって、まったく同じ趣旨の組織「国際緑十字」の設立理事会が京都で、旧ソ連のゴルバチョフ大統領も出席して行われたことを知った。しかも日本の理事には海部俊樹前首相が就任したのである（北海道新聞一九九三・四・一九）。これはゴルバチョフの主唱によって結成されたというのが、ゴルバチョフと北海道自然保護協会では「格が違う」ことを思い知らされたのである。

北海道自然保護協会の明日へ向けて

この三〇年ほどの北海道の、そして日本の、自然保護問題の推移を振り返ると、各地での開発計画の凍結や見直し、国有林の森林施業の軌道修正、野生動植物の保護強化、環境アセスメントの導入や改善、ゴルフ場やリゾート開発への規制強化、など実に多くのことで、自然保護団体による問題提起、要望が繰り返された後に、行政が後追いする形で施策にとり込む、というパターンが続いてきた。「夫唱婦随」をもじっていえば「民唱官随」なのである。このパターンは今後も当分は続くだろう。そういう意味で北海道自然保護協会を含む環境NGOの存在はきわめて重要である。

ラムサール条約加盟国釧路会議では、諸外国の「政府とNGOの二人三脚」ぶりが話題となり、日本のNGOは政府との対決姿勢ばかりが目立つ、これからは日本のNGOも大人にならなくてはならない、という批判が聞かれた。もちろん是々非々の立場で、二人三脚を組める部分ではそれも必要である。しかし現状では行政が、開発は善である、データは公開しない、住民の意見は聞く耳もたぬ、開発企業の後押しはする、という姿勢をとる場合がほとんどである。そうしたとき開発計画に疑問があれば、NGOが行政や開発企業と対決姿勢をとるのは当然のことであり、また必要なことでもある。

北海道自然保護協会は、特定の政治的立場はもっておらず、もちろん支持政党もない。保守とか革新にこだわらず、あくまで自然保護問題については是々非々の立場で政策を見ている。しかし例えば土幌高原道路問題でいうと、それを推進しようとする知事が革新系なので、北海道議会でも知事

と同系統の革新政党は道路促進の立場に立つ。もともと保守系は道路計画に反対することがないから、道議会での土幌高原道路問題は、その目的、必要性や効果にどんなに疑問があっても、また長大トンネルへの変更でいかに多額の税金を遣うようになっても（公共事業の投資効果に疑問）、ほとんど論議されることがなく、事実上の総与党化現象が起き、チェック機能を失ってしまっている。こうしたことは決して健全なことではない。議会が正常なチェック機能を果たさないなら、自然保護問題に関しては北海道自然保護協会が、政治色を抜きにしてチェックしなければならぬ。

また近年は「地球規模で考え、行動は足元から」と、北海道のことばかりでなく、地球環境問題まで視野を広げなくてはならなくなってきた。

というわけで、北海道自然保護協会が果たさなければならぬ役割は大きいものがあるが、社団法人とはいっても北海道自然保護協会は基本的にボランティア活動によって運営されている。事務局に専任の職員が一名（それも年金受給者なので給料はわずか）とアルバイトが一名いるほか、会長以下、理事の全員がボランティアである（理事のうち一名は事務局のアルバイト）。理事は昼間は本業があるから会議は夜か休日に関われる。課題は山積していても、なかなかこなしきれない部分がある。それでも懸案事項を長時間にわたって論議し、何かの方針をだすと、価値観と選択肢が多様な問題では、考え方の違いがあつて会員から不満の声の聞かれることもある。またある事柄に取り組めないでいると、何をさぼっているか、とお叱りを受けることもある。

それでも北海道自然保護協会は進んでいかなければならない。

現在の北海道自然保護協会の会員は個人会員が一、〇三二名、団体会員が一二一名合計一、一四三名であるが、この数年間は会員数の伸びの傾向がある。退会する方をみると多くは高齢者である。そのわりに若い年齢層の入会が少ない。日本自然保護協会でも近年は会員の伸びみがあるという。それでも日本自然保護協会は「会報」が月刊ででているから、会員には会の動きが分かり易い。北海道自然保護協会の場合は、年一回の「会誌」と年四回の「会報」だけが協会と会員のコミュニケーションだから、一般の会員にしてみれば、協会が遠い存在になってしまうことがあるかもしれない。理事としては、一般会員に分かり易い、魅力的な協会とするには、何をしなければならぬかが、いまきびしく問われているといえる。地方に支部をつくって地方単位にもっと活発な動きをすべきだ、という意見も数年前からでているが、支部経費をどうするか、支部独自の権限をどうするか、その地方の既存自然保護団体との関係をどうするか、などを含めて重要な宿題となっている。

北海道自然保護協会の今後に向けて、会員の皆さまからの建設的で現実的なご意見をお寄せいただきたい。そんなとき、ふと思ひだすのは、一九六〇年にアメリカ大統領に就任したケネディの言葉である。「アメリカ人諸君、アメリカの国が諸君のために何をなし得るかを問いたまうな、諸君が国のために何をなし得るかを問いたまえ」と、若いケネディは演説した。社団法人という組織は「人の集まり」である。ときには会員のひとりひとりが、北海道の自然保護のために何をなし得るかを問わなければならないこともある。

「数は力なり」というと政治の世界のどろどろしたものを思いだしてしまうが、「人の集まり」である北海道自然保護協会も会員を拡大することが、「力を貯える」ことにつながるだろう。日本で最大の会員を擁する自然保護団体は日本野鳥の会で四万人台、日本自然保護協会は約二万人だという。それに対してアメリカには数百万人の会員を擁する自然保護団体があり、欧米各国とも全国規模なら数十万人、地方規模なら数万人という自然保護団体がたくさんあるという。将来、北海道自然保護協会が五〇周年を迎えたとき、三〇周年のころはこんなに会員が少なかったのか、いまでは日本の環境NGOも欧米なみに成長した、という懐古談が聞かれるようになりたいものである。

引用文献は本文に記したものの他、番号で表記したものは次のとおり。

- (1) 依浩三「北海道の自然保護―その歴史と思想」（北大図書刊行会一九七九）
- (2) 依浩三「緑の文化史―自然と人間のかかわりを考える」（北大図書刊行会一九九二）